

オホーツク海沿岸の殖民地地区画

立石友男

1. はじめに
2. 北海道庁の土地調査
3. 北海道庁による殖民地地区画事業
4. 紋別周辺の殖民地地区画
5. 湧別原野の「殖民地地区画図」
6. 湧別屯田兵村とその給与地
7. おわりにあたって

1. はじめに

学会としても研究成果の一部を社会に還元すべきであると考え、公開講演会を企画した。幸にも京都大学の金田先生や地元教育委員会のご協力をいただき、ここに当学会としては最初の公開講演会を開催する運びとなった。

金田先生は世界の土地制度が日本の土地制度にどのように影響しているかという壮大な講演であるが、私の話は大げさにいっても宗谷岬から知床半島まで、オホーツク海沿岸かつての北見国のみであり、小さくは紋別市に隣接する湧別平野に限定されている。

さて、北海道には300間(545m)×300間方格の道路網が普遍的にみられ、何線・何号という呼称が各地に残っており、これが北海道の景観の特徴になっている。この土地地区画が一般的に「殖民地地区画」と呼ばれるものである。北海道の土地調査は江戸時代から行われていたが、今回は欧米技術の導入以降すなわち開拓使による北海道の開発以降のみに限定する。

開拓使以降の土地調査を簡単な表にまとめると表1のようになり、これはこれからの話の流れになるので、若干の説明をする。明治維新政府の土地調査はフランスやドイツなどヨーロッパ諸国の技術を採用しているのに対し、北海道ではそれよりも早い時期から開始し、しかもアメリカ人技術者を雇用して、全く独自の土地調査を実施してきた。これまでの測量史の研究成果は、この部分が欠落しており、その過程も明治政府との関係も明らかになっておらず、今後の課題として残されている部分が多い。

2. 北海道庁の土地調査

開拓使の時期は特定資源の開発を目的としていて、土地そのものを開拓する意図ではなかった。明治19年(1886)にそれまでの三県一局制度を廃止し、北海道庁が設置された。その年の8月から「殖民地撰定事業」に着手し、同22年までに全道の主要な原野の調査を完了した。これは開拓適地がどこにどの程度あるかを調査したもので、山地や丘陵は除外され、台地と低地が調査の対象であった。ここにあげた図1は道東全域にわたる撰定地のうち、網走-紋別間を示したもので、縮尺は1:250,000である。凡例によれば「湿地」と「農業適地」に区分されており、湖沼・河川沿いは「湿地」に、他は砂丘や重粘土地域も含めて「農業適地」とされており、土地条件は

キーワード：北海道地勢図、原野殖民地概況図、殖民地地区画図、湧別原野、屯田兵村給与地

表1 明治年間の測量略年表

明治政府	北海道
明5(1872) 工部省が小三角測量を実施	明6. 開拓使地理課が三角測量を開始(測量長:米人J.ワズソン)一道内河川・海岸線・港湾の近代的測量 米人ライマンが地質調査を開始(明8.調査報告書18冊,地形図地質図26枚を刊行)
明7(1874) フランス式測量の指導を受ける	明7. オランダ人ゲントが石狩川河口の港湾調査
明8(1875) 内務省が関八州大三角測量に着手	明8. 屯田兵移住開始(琴似兵村)
明9(1876) 内務省地理局が水準測量を開始	明9. 三角測量を一旦中止(沿岸測量のみ完了,「北海道測量報文」,「三角測量報文」を公刊)
明11(1878) 和田維四郎が地質調査を開始	
明15(1882) 三角測量をフランス式からドイツ式に変更	明15. 函館県・札幌県・根室県発足
明16(1883) 1等水準測量を開始	
明17(1884) 大三角測量を内務省から陸軍に移管 グリニッチ天文台を本初子午線と決定	
明18(1885) 多面体図法を採用	明19. 北海道庁設置,殖民地撰定事業に着手
明21(1888) 陸地測量部の創設	
明23(1890) 正式測図を2万から5万に更定,帝国図も10万から20万へ	明22. 新十津川村の入植に「殖民地区画」を採用 明23. 「殖民地区画」の測設を開始 明24. 「北海道殖民地撰定報文」を公刊(原野を樹木地,草原湿地,泥炭地,高丘地,笹地に区分)湧別原野の殖民地区画を測設 明26. 国有未開地の払下げを開始(区画測設の完了地を原則とする) 明29. 「北海道地形図」完成(5万,20万,100万)陸地測量部が函館付近で三角測量・水準測量を開始し,「北海道地形図」を再吟味
明31(1898) 「正式測図」を「基本測図」と改称	明41. 陸地測量部が声問基線(稚内)を測設
明43(1910) 特設地区の縮尺を2万から2.5万に変更	
大4(1915) 千島から沖縄までの1等三角測量完成	

(武田通治(1979):測量・古代から現代まで,高倉新一郎(1947):北海道拓殖史などによる)

全く考慮されていない。その面積は表2のように、北見国のみで2億7,900万坪(930万町歩)に及び、紋別郡のみをとっても4,790万坪(16,000町歩)に達する。

もう一つの土地調査が地形調査であった。すでに「大日本沿海実測図」によって、沿岸地域の調査は一応完了していたが、内陸地域の農業開発を推進するためには正確な地形図が必要であった。この調査も道庁設置の明治

19年から開始されたが、これは全道の一斉調査ではなく、一地域ごとに測量を完結し、順次、全道の地勢図を作成するという方針に変更され、同28年に全道の調査が終了した。この成果は1:200,000地勢図として、同23年から30年にかけて完結した地域から順次、印刷・刊行され、その総数は32枚(千島を除く)に及んだ。ここに示した図2は「猿瀨」^{サロメ}図幅で、明治29年に刊行されたものであるが、現

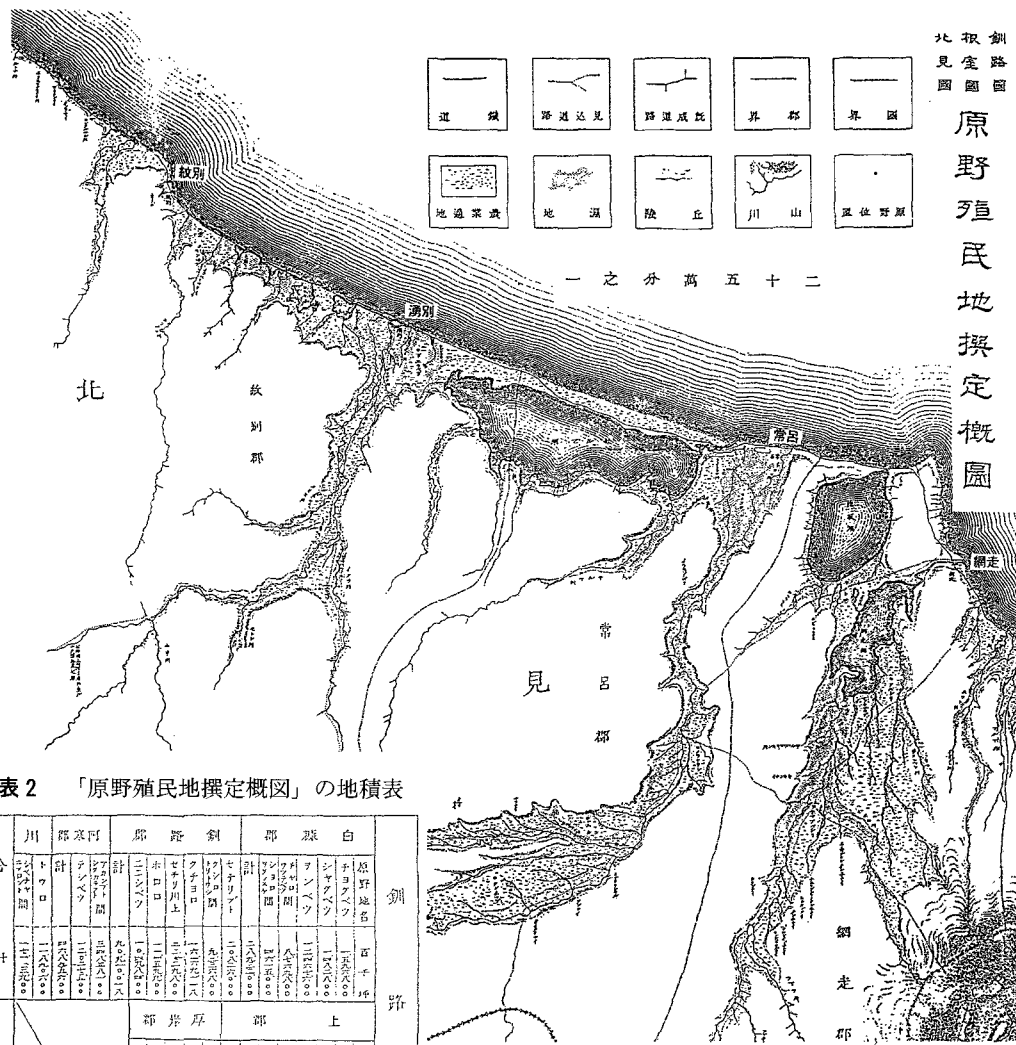


表2 「原野殖民地撰定概圖」の地積表

合 計	川 部 寒 河		郡 路 斜		部 界 白		原 野 地 名	計				
	計	計	計	計	計	計						
計	118,638.00	118,638.00	118,638.00	118,638.00	118,638.00	118,638.00	118,638.00	118,638.00				
計	計	計	計	郡 界 厚		計	原 野 地 名	計				
				郡 上					計	原 野 地 名		
				計	計						計	原 野 地 名
				計	計							
計	計	計	計	計	計	計	原 野 地 名	計				
									計	計	計	計
計	計	計	計	計	計	計	原 野 地 名	計				
									計	計	計	計
計	計	計	計	計	計	計	原 野 地 名	計				
									計	計	計	計
計	計	計	計	計	計	計	原 野 地 名	計				
									計	計	計	計

図1 北見國の1:25万「原野殖民地撰定概圖」(部分)
〔北海道立図書館の所蔵資料による〕

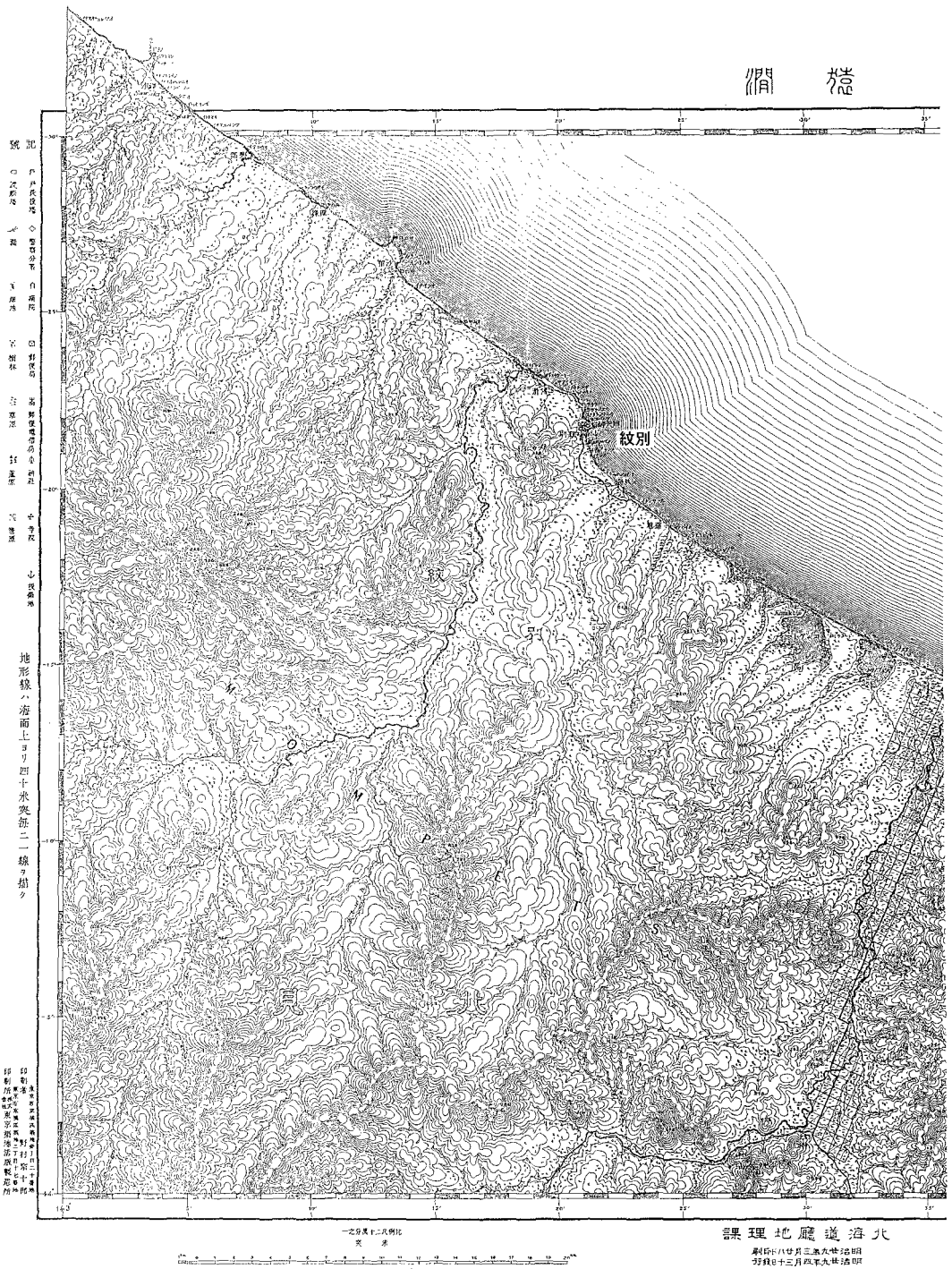


図2 明治29年の道庁による1:20万北海道地勢図「猿澗」(部分)
 [北海道立図書館の所蔵資料による]

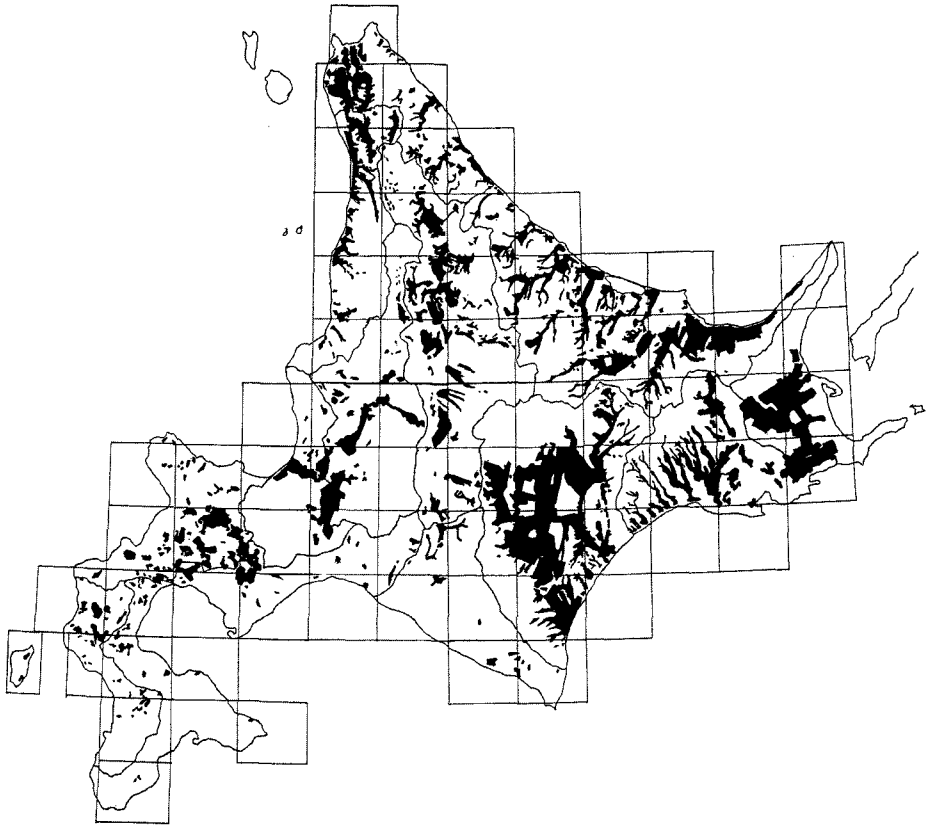


図3 「殖民地区画図」の作成地域
〔遠藤龍彦（1992）：殖民地区画図のデータベース化について，北海道立文書館研究紀要7による〕

在の地勢図ともほとんど異なっていない。当時の測量技術者の水準の高さをうかがうことができる。また、この図の右端には、後述する湧別川流域の殖民地区画が記入されていて、この図の果たした役割もまた大きかったといえる。すなわち、これらの地勢図の完成によって、それまでの点の開発から面の開発へと移行する端緒が開かれたからである。

3. 北海道庁による殖民地区画事業

これまでは記録－統計や地図に残された歴史であるが、ここからは本題の土地に刻まれた歴史である。

前述のように、道庁は明治19年から殖民地撰定事業を開始し、同時に「北海道土地払下

規則」を發布したが、この規則は簡単なもので、詳細は北海道長官の定めるところとした。これを明治29年にいたって「殖民地撰定及区画施設規程」として整備し、土地を区画し公示した地区のみを払下げることにした。これが前述した300間四方の土地区画制度であり、「殖民地区画事業」と呼ばれ、その最初は明治23年3月に移住した石狩平野の新十津川村であった。

では、どのようにして、どの程度の地域が作成されたのであろうか。

この土地区画は大・中・小の3種からなり、小区画は間口100間、奥行150間（15,000坪＝5町歩）で、これを区画の単位とし、入植者1戸当たりの払下げ面積とした。中区画は小

区画6箇の300間四方(90,000坪=30町歩)、大区画は中区画9箇の900間四方(810,000坪=270町歩)を基本としたが、地形の関係で変更が認められていた。道路は中区画以上の区画ごとに設けられ、一般道を4間または6間とし、幹線道路は8間、県道は12間、国道は15間の道路敷をとった。調査項目は19項目に及び、中区画ごとに植物・土性を調査し、植物調査には標本をつけることになっていた。

また、前述の「区画施設規程」によると、この事業の結果としての区画図は1:10,000で作成されることになっており、大正7年(1918)の改訂では1:5,000原図1枚と謄写図2枚、それに1:25,000縮図1枚を作成すると定められていた。しかし、実際に行われたのは「区画図は二様に製す、其の一の大きさは1:10,000にしてこれを原図となし、他の一は1:25,000にしてこれを印刷に付す」であった。そのため、現存する印刷図はすべて1:25,000に限られていて、その図幅総数は約800種にも達している。

この結果としての印刷図の発刊状況を道立文書館(道庁内の赤レンガ建物内)の資料によって公開年次をみると、明治26年から始まり、明治30年代に多数刊行されているが、例外的には第二次大戦後まで及んでいる。そして、作成された地域も図3のように、札幌周辺や渡島半島には少ないが、北海道全域の平野で実施されていて、平野では最も普遍的な土地割形態になっている。作成時期も大面積の原野ほど早く、ほぼ明治年間に完了しており、後になるほど小原野=小面積の谷底平野に至り、これには「増区画図」の名称がつけられているものが多い。

一例を道立文書館の閲覧目録でみると、紋別市を中心とした紋別郡には印刷原図が58件あり、最も早い年代の図幅は明治30年の湧別原野第一・第二・第三で、湧別海岸から遠軽町南部の中央道に至る3葉であり、今回、複製したのはこのうちの2葉である。次いで翌

年には^{しよこつ}渚滑原野・上渚^{おこっぺ}滑原野・モベツ(藻籠)原野・オウコッペ(興部)原野の4葉が作成された。いずれもオホーツク海沿岸では広い面積を占める原野であった。なお、紋別市街が立地する地区は港町であったので、この区画からは除外されていた。

4. 紋別周辺の殖民地区画

このように、紋別郡内のみをとっても多数の区画図が作成されており、図郭も大小さまざまな範囲のものが存在していた。これを道立文書館の資料でみると、図4のようになる。海岸沿いの平野や比較的大きな河川の流域が早い時期から測設され、次第に小さな範囲の地区に移行し、ついには河川の上流部でも測設が行われたり、行われようとしていた様子をうかがうことができる。ただし、この図は区画図に記載された範囲を示したものであるから、この中には「既測画」と「未測画」を含んでおり、小面積ながら計画のみに終わった地区もあった。

では、いつころ測設されたのであろうか。これも一例として湧別周辺各原野の測設年代を表3にあげた。今回、複製して配布した湧別原野は明治24年に測設され、翌25年には払下げの募集を開始しているが、前述の「区画

表3 湧別周辺の殖民地区画測設年代

明治24(1891)	湧別原野の区画(明25貸下出願募集の開始, 明29.12.25.貸付告示)
" 33(1900)	芭露, 計呂地, 床丹各原野の区画(明34.貸付告示)
" 34(1901)	イクタラ原野の区画(明35.貸付告示)
" 36(1903)	サナブチ, 白滝各原野の区画(明37.貸付告示)
" 41(1908)	信部内, 芭露(東, 西), フミ各原野の区画(明42.貸付告示)
" 43(1910)	芭露原野の増区画(明44.貸付告示)
" 44(1911)	芭露(東, 西)原野の増区画, シブシ川沿原野の区画(明45.貸付告示)
大正3(1914)	計呂地, 床丹各原野の増区画(大4.貸付告示)

[出典:『湧別町百年史』(1982)]

施設規程」にある貸付公示は同29年になってからであり、実際の入植開始はいつであったかを調べていない。他の7件はすべて測設の翌年に貸付告示を行っているが、払下げの位置関係を示す区画図が作成されるまでには日時を要したので、どのようにして払下げを行ったかは未調査である。

測設にあたっては、原野の中央に基線を設け、300間方格の区画を設定した。すなわち、基線に平行する道路を東何線・西何線、あるいは南何線・北何線といい、これに直交する道路を通し番号で何号と呼び、払下げ1戸当たりの区画地の位置は何線何番地と表わした。

また、「区画施設規程」によると、線の北または東を奇数地番、南または西を偶数地番とすることになっていた。

5. 湧別原野の「殖民地区画図」

今回配布した湧別原野の「殖民地区画図」2葉をみると、標題が一つには「北見国湧別原野区画図第一」とあり、他の一つでは「北見国湧別殖民地区画図第二」となっている。これは新十津川村の入植が契機であったことからわかるように、作成開始当初は方針が定まっておらず、さまざまな呼称が使用されてきたからである。それ故、配布地図でも発

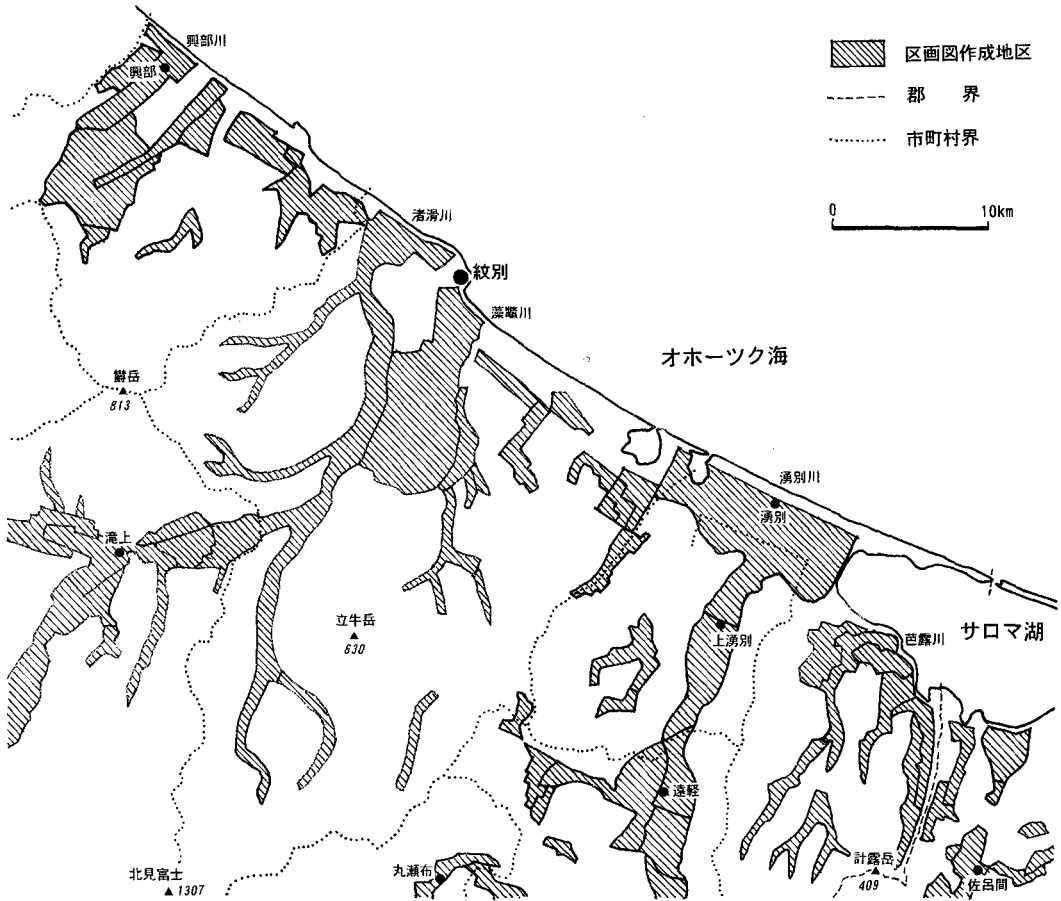


図4 紋別郡における「殖民地区画図」の作成地域
〔北海道立文書館の資料による〕

湧別原野殖民地地区画図及び湧別兵村屯田給与地(No.1)

(第44回歴史地理学会大会発行資料)

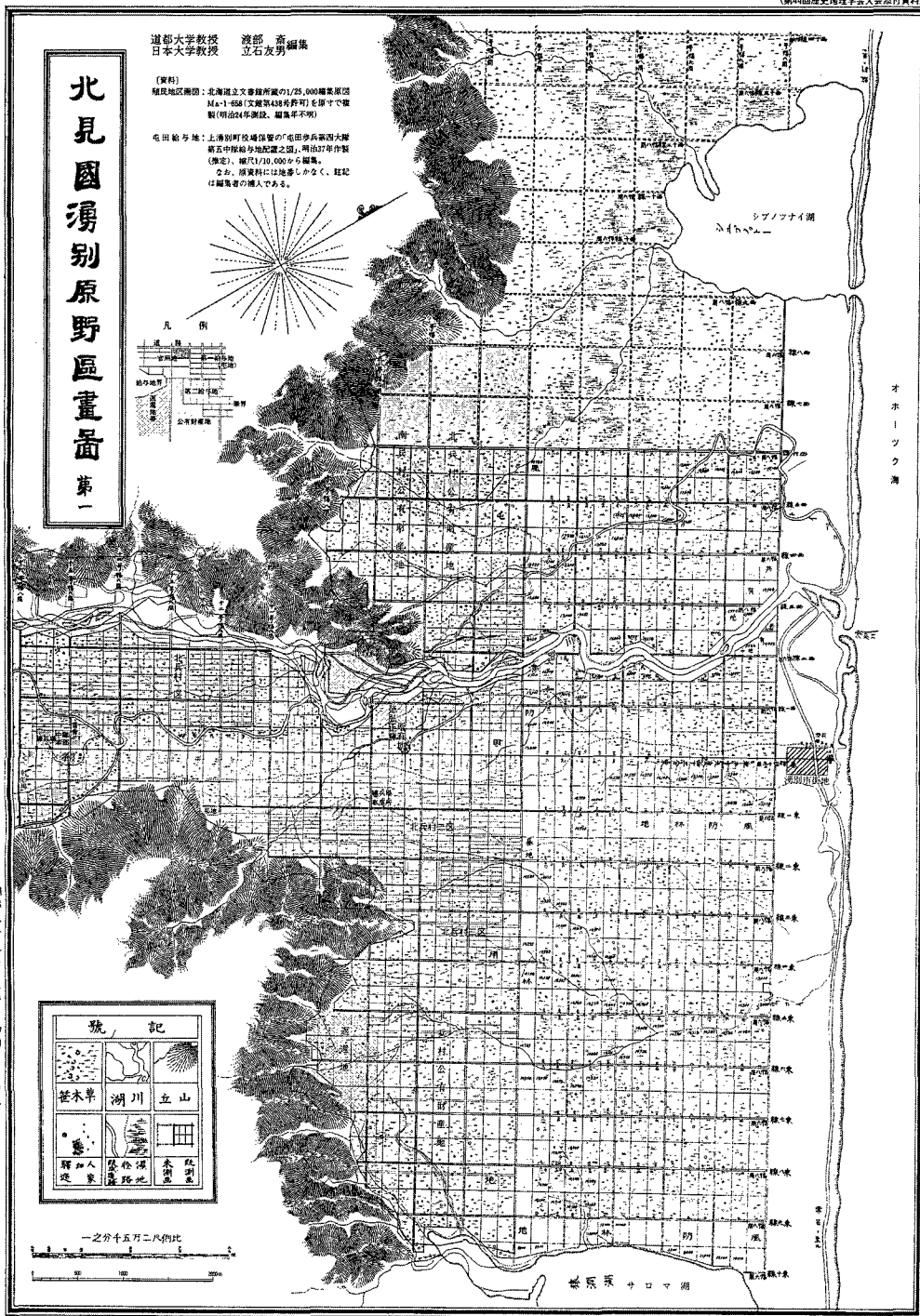


図5 湧別原野北端の「殖民地地区画図」と屯田給与地

刊件数が最も多い「殖民地区画図」に統一することにしている。

この「殖民地区画図」には前述のように測量原図と印刷原図とがあるが、測量原図は縦覧する機会がないので作成年次は不明である。1:25,000印刷原図は配布地図の枠外に記されているように、初版が明治30年で、同43年および44年に再版が印刷されたことになっている。しかし、これらの印刷図は道立文書館にも道立図書館（江別市）にも所蔵されていない。私が閲覧できたのは、その後に印刷原図から新しく清絵され直された印刷図で、明治32年6月10日初版と記されている。この図をみると、「屯田用地」の小区画や植生記号は記載されていない。したがって、新しく清絵された印刷原図も存在するはずであるが、これまでのところ確認できていない。

このようにして作成された区画図をみると、南北方向に道路幅15間の基線（国道幅）を設けているが、地形の関係で途中33号と38号の2ヶ所で1線ずつ基線が東に移動している。そして、前述の「区画施設規程」にあるように、線でも号でも大区画ごとに8間、中区画には6間の道路敷がとられている。この道路に囲まれた範囲が300間四方の30町歩で、これを6等分したものが1戸分5町歩の入植地である。

この1戸分の入植地には北から南に向かって漢数字の番号が付され、これが地番で「何線何番地」とされていた。区画線の西側が奇数、東側が偶数で、欧米諸国の街路地番と同形式である。この地番は屯田給与地で消去されているが、遠軽町まで連続している。なお、図中の算用数字は15,000坪に達しない小区画の坪数である。

さらに、測設当時の状況を見ると、この地域の「既設道路」は北海岸道と呼ばれていた人馬の通行もままならなかったオホーツク海沿岸のものしかなく、他には南北方向にのびる「径路」が1本あるのみであった。耕地は

湧別川下流の川畔に入植していた徳弘正輝の開拓地が若干あるのみで、その近くにはアイヌの人家が数戸あり、河口の湧別は船舶の停泊地であったが施設はなく、「駅遞」が設けられていても人家は極めて少なく、さびしい漁村にすぎなかった。

6. 湧別屯田兵村とその給与地

湧別原野のほぼ中央に設置された湧別屯田兵村は2中隊＝2兵村編成で、明治30年と31年の2ヶ年にそれぞれ100戸ずつ入植し、第四大隊（大隊本部は野付牛＝北見市）に属した。南兵村が第四中隊、北兵村が第五中隊であって、中隊本部は同一の建物を2分して使用していた。どちらの兵村も3区編成で計6区からなり、入植戸数は前者が200戸、後者が199戸の計399戸であった。

この兵村の給与地は、前述の「殖民地区画図」の上に赤色で印刷した。この土地割をみてもわかるように、中区画に強く規制されて土地割が行われている。とくに殖民地区画で何号と呼ばれた区画線には第一給与地も厳密に対応しており、この兵村では本来の基本である何線よりも、便宜的につけられた何号に対応している。この土地割が湧別兵村の特徴で、一般に知られている初期の屯田兵村の土地割形態と異なっているため、あえてこのようなかたちで複製図を作成し配布しようとした所以でもある。

また、私の知る限りでは、屯田給与地の全体像すなわち公有財産地も含めた兵村の範囲や土地割を示す地図は、これまで存在しなかった。今回使用した資料は上湧別役場が保管する兵村給与地の配置図である。これは屯田制度が解体した明治37年に作成されたと推定されるものである。

給与地の配分は、耕宅地の第一給与地が間口30間・奥行60間、内訳は宅地150坪・耕地1,650坪の計1,800坪（6反歩）をとって兵屋集団を形成させ、これに13,200坪（4町4反

歩)の第二給与地を加えて合計5町歩となっている。第二給与地の土地割にも規則性がみられ、基線の両側は60間×220間、各区画線間は44間×300間、兵屋周辺は98間×134.9間あるいは104間×126.9間の区画設定であったが、実際には小河川敷・砂礫地・湿地などもあり、入植当初から水害にも見舞われたので、開墾不可能地も多く含まれていた。開墾不可能地が2反歩以上の場合は交換地を支給したので、この原則と一致しない土地割も多くみられる。

「公有財産地」は、将来の発展に必要な兵村財源として設けられ、1戸当たり5町歩の割合で支給されたものであるから、耕宅地5町歩、公有地5町歩となり、公有地は全給与地のほぼ半数を占めていた。「返還地」は定着戸数の減少にともない国有未開地へ再編入されたもので、水害や重粘土などの劣悪な条件によって脱落者もいたからである。

7. おわりにあたって

われわれあるいは私だけかもしれないが、教科書で学んだ北海道の開拓は屯田兵村を中心とするものであった。けれども、札幌の近郊であっても殖民地区画が実施されており、

この制度が北海道の開発に果たした役割は、図3に示したように極めて広範囲にわたっている。にもかかわらず、私自身は最近まで「殖民地区画図」の存在を知らなかった。これは地図が資料として扱い難く、筆写は全く不可能なことに起因しているように思われる。そのためか、研究者も少なく、一級の資料であるにもかかわらず、ほとんど利用されてこなかった。

今回は概略を述べたにすぎなかったが、今後は土地に刻まれた歴史的遺産として活用の方途を考えていきたいと思っている。これを機会に殖民地区画の研究が進展すれば、これにまさる喜びはない。

* * * * *

本稿は講演要旨を修正・加筆し、さらに、講演当日に配布した複製図2葉を補完するため、屯田兵村の記述を付加え、大会参加者への便宜に供しようとしたものである。複製にあたっては道都大学社会福祉学部より出版助成金をいただき、印刷にあたっては北海道地図株式会社へ格別の助力をいただいた。また、道都大学の渡部齋教授からは多くのご教示を得た。記して感謝の意を表す。

(日本大学文理学部)